

し尿処理（汲み取り）手数料の改定

令和6年10月以降の汲み取り分から、手数料を15年ぶりに改定します。

主催	—
日時	—
内容	<p>【改定日及び改定後の手数料】</p> <p>《一般家庭、事業所など仮設トイレ以外》 令和6年10月1日・・・10Lごとに75円（1年間の経過措置） 令和7年10月1日・・・10Lごとに90円 ※ 激変緩和措置として、段階的に手数料を改定します。 （現行の手数料は、10Lごとに60円）</p> <p>《仮設トイレ》 令和6年10月1日・・・1基あたり6,000円 及び10Lごとに90円 （現行の手数料は、1基あたり3,000円及び10Lごとに60円）</p> <p>◆改定日以降に汲み取りを行った分から、改定後の手数料が適用されます。</p>
対象（参加者）	汲み取りトイレを利用している方や事業活動（建築現場や工事現場、イベント会場など）に伴い仮設トイレを設置している方
目的・背景 その他	<p>一般家庭や事業所等の汲み取り手数料については、平成21年10月（仮設トイレについては平成19年10月）から手数料を据え置いてきました。</p> <p>しかし、人件費や燃料費の上昇等により、収集運搬の費用に占める手数料の割合（受益者負担率）は年々低下していることから、負担の適正化を図り、安定的な汲み取りサービスを提供するために手数料を改定します。</p>
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定 （5月27日） ・ 掲載しない
広報かがわ	6月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない



加古川市 環境第2課 （担当：岸本）
☎079-426-1572